**西尾市観光推進ツール「西尾くるりん・くるポン」作成事業委託業務公募型プロポーザル募集要項**

■プロポーザル募集要項

西尾市の観光推進のために、お客様を誘客したり、お越しいただいたお客様が効率よく有意義に回遊するための利便性の高い観光ツール「西尾くるりん・くるポン」を改訂し作成する。

これまでの「西尾くるりん・くるポン」より、誘客効果及び回遊性を高めると共に、リピーターを増やすことを目的とする。

そこで、上記の目的に沿ったデザイン・内容であるかを総合的に判断するため公募型プロポーザル方式により委託先を選定する。

１　募集の内容

（１）委託業務名

西尾市観光推進ツール「西尾くるりん・くるポン」作成事業委託業務

（２）業務内容

西尾市観光推進ツール「西尾くるりん・くるポン」作成事業委託業務仕様書　参照

（３）委託業務期間

契約締結日から令和５年3月31日まで

（４）委託費の上限

４，９５０，０００円

（消費税及び地方消費税相当額を含む）

２　プロポーザルに係る事項

（１）プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

1. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
2. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

（２）企画提案書の作成と内容

事業の企画提案書は必ず貴社のコンセプトを明確にし、以下の項目について作成のこと。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A４縦型長辺綴じ20ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない。）で、両面印刷にて作成すること。A3版資料を折込使用する場合は、1面を2ページとしてカウント。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。

提案書は企画提案書、仕様書に書かれた内容①～③の完成見本、見積書とする。

提出部数は８部とする。なお、見本以外８部すべてをファイル等に綴じること。

【企画提案書記載項目】

1. 西尾市観光推進ツール「西尾くるりん・くるポン」作成について
   1. 作成スケジュール
   2. 西尾くるりん・くるポン
   3. 西尾くるりん・くるポンポスター
   4. 西尾くるりん・くるポンクーポン店舗内ＰＯＰ
2. 広告・クーポン掲載について
   1. 掲載デザイン・サイズ
   2. 広告・クーポン配置案
   3. 広告募集方法
3. 見積書について
   1. 制作物のそれぞれの数・単価・合計を明示のこと
   2. 制作物が増減した場合は、その数×単価を増減額とする。
4. 業務実施体制
   1. 本業務の実施体制（人員体制、スタッフの経歴・資格等）
   2. 本業務の実施責任者の能力（経歴・資格等）
   3. 本業務に類する事業の実績（実績がある場合に記入）

３　プロポーザルの手続き等

（１）スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 募集要項公開日 | 令和４年１０月５日（水） |
| 質問書提出締切 | 令和４年１０月１４日（金） |
| 参加申込書提出締切 | 令和４年１０月２１日（金） |
| 企画提案書提出締切 | 令和４年１１月１日（火） |
| プロポーザル審査会時間通知 | 令和４年１１月２日（水） |
| プロポーザル審査会開催日 | 令和４年１１月１０日（木） |
| 審査結果通知 | 令和４年１１月１１日（金） |

（２）参加申込書の受付

　　本プロポーザルに参加する場合は、参加申込書（様式第1号）・会社概要書（様式第2号）・誓約書（様式第3号）を令和４年１０月２１日（金）までに（土・日・祝日は除く）、午前9時から午後5時までの受付時間中に事務局に持参又は郵送にて提出すること。

　　参加申込書受付後、参加資格欠格者がいた場合は個別に通知します。

（３）質問事項の受付、回答

質疑がある場合は、質問書（様式第４号）により電子メールにて事務局に問い合わせること。電話、FAX、訪問による質問は一切受け付けない。電子メールのタイトルは「西尾くるりん・くるポン作成事業委託業務に関する質問書」とし、質問書を添付すること。なお、質問書を送付した場合は、必ずその旨を事務局に連絡し送受の確認をすること。質問書が期間内に届いていない場合は、その質問は無効とする。

回答は令和４年１０月２１日（金）までに一社）西尾市観光協会ホームページにて一括回答する。

（４）企画提案書等、書類の受付

企画提案書等、書類の提出は土日祝日以外の令和４年１１月１日（火）までとする。

午前9時から午後5時までの受付時間中に2（2）に掲げる提出書類を事務局に持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は令和４年１１月１日（火）必着とする。

（５）プロポーザル審査会

　　事務局が選任する者をもって審査会を構成し、業務委託先の選定は審査会が、提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、最も得点が高いものを委託先候補とする。なお、同点の候補者がある場合は、審査委員会の総意により決定する。

各事業者の審査会プレゼンテーション開始時間は、参加申込書の受付順とし、令和４年

1１月２日（水）に通知する。

審査会は令和４年１１月１０日（木）に開催し、その結果として以下の項目について翌日に公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする

・特定した企画書を提出した企画競争参加者の名称・住所・代表者名・評価得点

なお、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けないものとする。

○審査会開催日：令和４年1１月１０日（木）

○審査会場：西尾市役所会議棟第４会議室

○参加人数：審査会参加人数は、1提案者につき２名以内とする。

○説明時間：1提案者2５分とし、概要説明２０分、質疑応答5分とする。

○機器使用：スクリーンとプロジェクターを用意します。開始30分前から接続作業をしてください。

４　留意事項・その他

（1）企画提案書、プレゼンテーション等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

（2）提出された書類は返却しません。

（3）企画提案書提出後の修正又は変更は一切認めません。

（4）提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。

（5）関係書類の提出は提出締切日を必ず守り、午前9時から午後5時までの受付時間中に事務局に持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は提出締切日必着とする。

（６）受注者は、業務の主たる部分（総合的企画及びデザイン、業務遂行及び管理、手法

の決定及び技術的判断等）について、再委託することはできないものとする。

（７）受注者は、業務の主たる部分以外の部分を再委託しようとする場合、あらかじ

め、企画書に記載の上、委託者の承諾を得なければならない。

【事務局】（関係書類提出先）

　一社）西尾市観光協会　〒445-０８５２　西尾市花ノ木町４－６４

　電話：0563-５７-７８８２　FAX：0563-５７-２２６１

　E-mail：[nishiokanko@katch.ne.jp](mailto:nishiokanko@katch.ne.jp)　担当者：森・乾・青山